

# グループ文化としての教育機会確保法 —権利と葛藤の行方—

黒崎優美 (神戸松蔭女子学院大学)

キーワード：グループ文化，逸脱メンバー，教育機会確保法

## 問題と目的

発表の目的は、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

(以下、教育機会確保法、2017年施行)の意義と課題を精神分析的な観点から明らかにすることである。

教育機会確保法は、「不登校児童生徒に対する教育機会の確保」のために、「休養の必要性」及び「学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性」を認めている。一方で、不登校 YouTuber を自称する小学生は保護者ともども強い批判を浴びている。不登校に対する両極端な反応の背景として、いわゆる不登校対策とダイバーシティ教育やオルタナティブ教育の推進といった異なるテーマの混在という問題が指摘されている(石井, 2016)。

## 理論モデル

ビオン, W. R. (1961) は、精神分析の立場から無意識的側面を含む集団の理論を提唱した。それによれば、あらゆる集団は目的と信念を共有しており、その一部は意識的・現実的、一部は無意識的・幻想的である。「グループ心性 group mentality」は、メンバー個々人が集団の無意識的幻想、すなわち「基底的思想 basic assumption」(依存、闘争・逃避、つがいのいずれか)に従うよう様々な方法で圧力をかける(ハフシ, 2004)。グループ心性と個々の欲求との間の葛藤が高まると、「グループ文化 group culture」が生み出される。グループ文化は、グループ心性に従おうとしない「逸脱メンバー deviant member」に働きかけ、その存在や活動を中立化することにより葛藤の緩和を図る。結果的に、逸脱メンバーはグループ全体への影響力を失い、グループ心性に従うよう取り込まれていく。

**グループ文化としての教育機会確保法**  
かつて不登校は病気や問題行動とみなされ治療や矯正の対象であった。学校へ通うことは“当たり前”，つまり標準的かつ適応的なことであり、不登校はその対極に位置づけられていた。公教育はいわゆる学校教育を前提としており、しばしば批判的に「画一的」と評されたこのような公教育のあり方は、「依存 dependency」の基底的思想を反映していると考えられる(黒崎, 2012)。

公教育という大グループにおいて、グループ心

性は依存基底的想定に従うことを、メンバーである子どもや保護者や教育従事者に求めてきた。このようなグループ構造において、不登校の子どもやその保護者らは、公教育という対象に依存せずそれを回避しようとする、あるいは逃避的に繋がるうとする逸脱メンバーに相当する。不登校の当事者やその支持者は、学校へ行くことと行かないこととが同等の選択肢であること、そして学校外教育や居場所の必要性を主張し、また実践し、時期を同じくして不登校の児童生徒数は増加した。彼らの存在や主張は公教育のあり方を問い直すものであり、グループ心性との間での葛藤は高められていった。このような過程を経て成立した教育機会確保法は、葛藤を緩和するためのグループ文化として位置づけられよう(Figure 1を参照)。

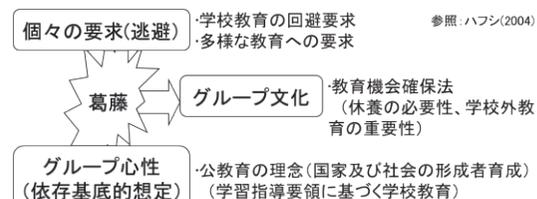


Figure 1 グループ文化としての教育機会確保法

## 教育機会確保法の意義と課題

グループ文化としての教育機会確保法は、逸脱メンバーである不登校の人々を公教育に統合するよう役立てられることにその存在意義がある。その観点から、本法導入による公教育の再構造化における課題を明確にすることができよう。

不登校の歴史は、学校との逃避的な繋がりという選択あるいは権利獲得の歴史でもある(黒崎, 2012)。その過程において、学校が合う人は学校を選び、そうでない人が不登校あるいは学校外教育を選ぶという対立的な構図がしばしば用いられてきた。しかし、グループ心性は本来すべてのメンバーに従属を強いるものであり、個々人が合うと感じるか否かは問題とはならない。本法が学校復帰を前提にしていると批判する意見があるが、学校教育と学校外教育とが、公教育の目的を共有する異なる達成手段として再度明確に位置づけられる必要があるだろう。公教育にとっては、その構造の内いかにして逃避的な心性を統合していけるかが課題といえるだろう。